

職員の皆様へ

新たな医療事故調査制度が 平成27年10月よりスタート

「医療に起因する予期せぬ死亡、または死産」は、院内で原因を究明し、その結果を医療事故調査・支援センターに報告する義務があります。

この制度は、医療事故の原因究明に基づいた再発防止による安全確保が目的です。

全日本病院協会では、『医療事故調査に係る指針』を公表しております。指針を活用していただき、院内事故調査体制を構築し、調査、分析するなど、適切な対応をお願いいたします。